

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

会津坂下町建設課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

●**令和元年10月1日**より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**指定の更新がされない場合は失効となります**。※政令の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。（下表参照）

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途お知らせいたします。
※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●更新申請に必要な書類

- ・**指定申請書**及び**誓約書**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**（法人）又は**住民票**（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（**免状**又は**技術者証**等）
《厚生労働省令第18条に準拠》

●指定更新手数料

- ・1件につき、**10,000円（非課税）**
《会津坂下町水道事業給水条例第30条に規定》

●更新の要件は**新規指定と同様**となります

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

◇更新申請についてのお問い合わせ

会津坂下町役場 建設課 上下水道班 業務係
電話：0242(84)1530